



金 沢 市 公 報

第 3 0 7 1 号 の 5

令和4年(2022年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第2号-第3号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和4年4月1日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

第1 監査の概要

1 監査の対象局等及び実施期間

監 査 の 対 象 局 等		実施期間
都 市 政 策 局	企画調整課、金沢美術工芸大学建設事務所、広報広聴課、交通政策課、歩ける環境推進課、国際交流課、東京事務所	令和3年7月16日 ～ 令和4年3月17日
文化スポーツ局	オリンピック関連事業推進室、文化政策課、文化財保護課、歴史都市推進課、スポーツ振興課、金沢マラソン推進課	
農 林 水 産 局	農業水産振興課、農業基盤整備課、森林再生課、中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局	
福 祉 健 康 局	健康政策課、介護保険課、医療保険課	
教 育 委 員 会	教育総務課、学校職員課、学校指導課、市立工業高等学校、生涯学習課、図書館総務課、教育プラザ（学校教育センター）	
農 業 委 員 会	事務局	

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、野本正人、下沢広伸

3 監査の対象範囲

令和2年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和3年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 財産管理に関する事務

(1) 建物の管理業務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

建物の法定点検で不備と指摘された箇所のうち、2年度以上改善されないままになっている箇所があるので適正を期す必要がある。

【中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局】

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和4年4月1日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

収 監 査 第 54 号
令和4年3月31日
(2022年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年2月2日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

令和4年2月2日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の法律規定

政務活動費の法律規定は、平成24年の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）改正後の自治法第100条第14項から同条第16項までの規定のことである。

自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、自治法第100条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、自治法第100条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と、それぞれ規定している。

イ 条例

自治法改正を受けて金沢市議会は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）を議決し、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例第8条で規定している。条例第8条第1項では、「政務活動」を規定するとともに「政務活動費は、議員が行う政務活動に要する経費に対し交付すること」と、条例第8条第2項では、「政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と、それぞれ規定している。

ウ 条例が規定する政務活動

条例第8条第1項では、「政務活動」を「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と規定している。政務活動に要する経費の調査研究費の内容は、「議員が行う調査研究」のための活動経費のことである。

しかし、会派共用費は、当初案では政務活動の規定がなかったことから、「政務活動に要する経費」とするために「1の項（調査研究費）から8の項（資料購入費）まで及び10の項（事務所費）に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」との文言を加えたものとなっているが、政務活動費は議員に対して交付され、議員が政務活動に要する経費に充てることができると条例で規定しているにもかかわらず、議員が会派へ支出する会派共用費の規定は、議員に対して交付するとの規定と異なる支出をすることとなる。

したがって、会派共用費の規定は、条例第8条第2項規定の「政務活動費に要する経費」の項目ではない。

また、共通経費については、「議員が行う活動に必要な経費」の「議員が行う活動に」と「必要な経費」の間に「共通して」との文言規定を加えたことは、政務調査費の「その他の経費」と同様、拡大解釈が可能で無限定となり、政務活動に要する経費と特定できないことから、政務活動費の用途の透明性が確保されない規定となる。

したがって、共通経費の規定についても、条例第8条第2項規定の「政務活動費に要する経費」と矛盾するものであるゆえに、政務活動費の項目規定ではない。

エ 条例が規定する政務活動費の経費

条例第8条第2項別表は、「政務活動に要する経費」として、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目の経費と規定している。

ただし、全国市議会議長会が策定した政務活動費の交付に関する条例案（例）には、会派共用費及び共通経費の2項目は規定されていない。

条例では、会派共用費及び共通経費の内容を以下のとおり規定している。

会派共用費の内容は「所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」であり、共通経費の内容は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」である。

オ 議員としての活動経費

政務活動費と名称変更された第180回国会の平成24年8月7日の衆議院総務委員会の審議において、自治法改正時の質疑応答の中に、「政務活動費は、あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものである」、「議員としての活動に含まれない活動のための経費などは条例によって対象にすることができない」とする答弁がある。

すなわち、政務活動費は、議員としての活動に含まれない経費について政務活動費を充当することができない経費であり、議員としての活動経費でないならば、政務活動費の経費ではないこととなる。

したがって、条例第8条第2項別表で定めている会派共用費及び共通経費の項目は、条例で定める項目であるとは認め難い。

カ 監査請求の対象とした議員の選定

議員が議長提出した政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿に基づいて作成した「令和2年度 政務活動費の支出実態」では、会派共用費の支出を全議員が、共通経費の支出を38名の議員の中で37名の議員が支出したとの報告をし、記載をしている。

人件費支出をしていない議員は24名であり、38名の過半数を超える議員が人件費を支出していない実態がある中で、清水邦彦議員の人件費については、最も多い金額を支出したとの報告をし、記載をしている。

ところが、清水邦彦議員の人件費支出は、「〇月分 政務活動補助手当」と記載する領収証を各支出根拠とするものではあるが、当該補助の実態が同議員の政務活動を補助する職員であることを証する根拠書類を議長提出していないことから、政務活動に要する経費である人件費の「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」に該当する支出とはいえない。

また、会派共用費及び共通経費の両項目は、先に述べたように、政務活動費の経費であるとは認め難い。

会派共用費及び共通経費の両項目に政務活動費を充当支出している議員の中で、上記2項目の合計金額で最高額の議員は源野和清議員である。

それゆえ、今年の監査対象議員を上記2議員とし、それらの項目は以下のとおりとする。

清水邦彦議員は、人件費、会派共用費及び共通経費の3項目である。

源野和清議員は、会派共用費及び共通経費の2項目である。

キ 両議員の違法額

両議員は、監査対象支出の全てにおいて、政務活動に要する経費であることを証する書類を議長提出しておらず、条例第8条第2項別表及び条例第9条規定違反の違法支出をしている。

清水邦彦議員の違法額は、人件費の59万5,350円、会派共用費の6万円及び共通経費の50万1,906円の合計で、115万7,256円である。

源野和清議員の違法額は、会派共用費の33万円、共通経費の46万9,176円の合計で、79万9,176円である。

ク 清水邦彦議員の政務活動費充当内容

清水邦彦議員の人件費の政務活動費充当内容は、毎月2人分として支出しているものであるが、清水邦彦議員が議長に提出した業務日誌には、46業務の記載がある。これらの業務の時間数に時間給を乗じて得た金額が領収証(24枚)に記載されており、政務活動補助手当の根拠となっている。

しかしながら、清水邦彦議員が議長提出した上記業務日誌は、同議員が行う政務活動を補助する職員であることを証する書類ではなく、また、同議員が行う政務活動を補助する職員であることを証する書類を同議員は議長に提出していない。

したがって、政務活動に要する経費の人件費であることを証する書類が議長に提出されていないゆえに、別紙1(事実証明書12)に記載された清水邦彦議員の人件費支出は違法支出である。

別紙2(事実証明書13)に記載された清水邦彦議員の会派共用費の政務活動費充当内容は、「会派共用費の概算払分」4回で、いずれの支出も政務活動に要する経費であることを証する書類を議長に提出していない。

別紙3(事実証明書14)に記載された清水邦彦議員の共通経費の政務活動費充当内容も、政務活動に要する経費であることを証する書類を議長に提出しておらず、それらの支出47回の内訳は、「車両リース代」及び「自動車ガソリン代」が各12回で24回、「携帯機器利用料」及び「タブレット端末利用料」が各11回で22回並びに灯油代が1回である。

ケ 源野和清議員の政務活動費充当内容

別紙4(事実証明書15)に記載された源野和清議員の会派共用費の政務活動費充当内容は、「会派共用費概算払分」4回で、いずれの支出も政務活動に要する経費であることを証する書類を議長に提出していない。

別紙5(事実証明書16)に記載された源野和清議員の共通経費の政務活動費充当内容も、政務活動を要する経費であることを証する書類を議長に提出しておらず、それらの支出77回の内訳は、「自動車リース料」が10回、「携帯電話使用料」及び「自動車ガソリン代ご利用代金明細発行料金」が各12回の24回、そして

「自動車ガソリン代」が43回である。

コ 不当利得額

清水邦彦議員及び源野和清議員の違法支出について、政務活動費収支報告書に記載されている上記各項目の合計額が違法額である。

不当利得とは「法律上の原因がない」ことであるから、両議員の違法額は法律上の原因がないゆえに不当利得額でもある。

清水邦彦議員の不当利得額は、115万7,256円である。

源野和清議員の不当利得額は、79万9,176円である。

サ 政務活動費返還債務

政務活動費返還請求事件における不当利得の対象である不当利得返還債務について、政務活動費は、普通地方公共団体が交付する公金であるゆえに、当該交付会計年度の精算期限後の会計年度において返還されることとなるから、確定期限付きの債務である。

本件の政務活動費返還請求事件の対象は、令和2年度に交付された政務活動費であるゆえに、当該政務活動費の精算期限である令和3年4月30日の翌日以降は履行遅滞となるものであって、令和3年度以降の会計年度に政務活動費が返還されることとなるから、本件の政務活動費返還債務も確定期限付き債務である。

(2) 措置要求の要旨

請求人は、清水邦彦議員に対し115万7,256円の金額、源野和清議員に対し79万9,176円の内額及び当該各金額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように市長が請求することを求める。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、請求人は、金沢市監査委員に対し、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則
- (2) 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))(抜粋)
- (3) 全国市議会議長会策定の「〇〇市(区)議会政務活動費の交付に関する条例案(例)」
- (4) 政務活動費検討会記録
- (5) 第2回政務活動費検討会記録
- (6) 第3回政務活動費検討会記録
- (7) 第4回政務活動費検討会記録
- (8) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- (9) 令和2年度 政務活動費の支出実態 金沢市議会
- (10) 令和2年度 政務活動費出納簿 議員氏名:清水邦彦
- (11) 令和2年度 政務活動費出納簿 議員氏名:源野和清
- (12) 別紙1 清水邦彦議員の人件費支出
- (13) 別紙2 清水邦彦議員の会派共用費支出
- (14) 別紙3 清水邦彦議員の共通経費支出
- (15) 別紙4 源野和清議員の会派共用費支出
- (16) 別紙5 源野和清議員の共通経費支出

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の野本正人委員及び下沢広伸委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

令和4年2月2日付けで請求のあった本件職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月8日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象課

請求人の請求内容から判断し、令和2年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした人件費、会派共用費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象課については、議会議務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和4年2月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 第180回国会総務委員会第15号記録について

事実証明書2の第180回国会総務委員会第15号（平成24年8月7日（火曜日））（抜粋）についての記録によれば、「政務活動費は、あくまで議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部を交付するものであり、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは条例によって対象にすることができないものである。」としており、「議員としての活動に含まれない活動のための経費などは条例によって対象にすることができない」ことが政務活動費の法律の内容である。したがって、政務活動費は、政務活動に要する経費であることから、議員としての活動ではないプライベートな活動のための経費などは、条例で規定することは許されない。自動車のリース料は、私人がリース契約をした約束に基づいて毎月支払う料金であることから、議員としての活動に含まれない活動のための経費そのものである。以上のことから分かる通り、政務活動費の法律が正しく理解されていないことが問題点の本質である。

(2) 全国市議会議長会の政務活動費の交付に関する条例案（例）について

事実証明書3の全国市議会議長会の市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）の第5条は、政務活動費を充てることができる経費の範囲の規定である。第1項では、政務活動費は政務活動に要する経費に対して交付すること、第2項では、政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとするをそれぞれ規定している。なお、別表（第5条関係）の項目は、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費の10項目であり、条例で項目としている会派共用費及び共通経費の記載はない。

(3) 政務活動費検討会記録について

平成24年の自治法改正により政務活動費の条例を作成するために設置された政務活動費検討会の問題は、政務活動費の法律規定及び全国市議会議長会策定の条例案（例）の「政務活動に要する経費」が前述の10項目であることについて、なぜそのように規定したかというを理解していないことである。それゆえ、条例に会派共用費及び共通経費を加える内容規定が、政務活動費の経費の条件である「政務活動に要する経費」であるか否かに関して、適切か否かについて、何も議論をしていなかったのである。

加えて、政務活動費の法律規定の下で手引きを作成し、条例の政務活動に要する経費ではないことを承知の上で、手引き内容を法規範視して、議員に政務活動費の支出とすることを周知徹底しているが、手引きは単なる金沢市議会の内規であるから、手引きが定めている例示経費は政務活動費ではない。

(4) 遅延損害金について

条例第10条第1項には、「政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。」と、第2項には、「収支報告書及び前項の添付書類は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。」と規定している。しかし、4月30日以降の収支報告書修正文書で、政務活動費交付会計年度後の会計年度において、収支報告書の訂正をして不当利得がなかったことにしていることは一つの問題点である。政務活動費は公金であるゆえに、

会計年度後の会計年度において、違法額を返納すればよいというものではない。

〔新たに提出された証拠書類〕（事実証明書の追加）

(17) 金沢市議会政務活動費運用の手引き－はじめに－

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

令和4年2月22日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と規定した上で、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めている。ただし、条例中に具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも全ての経費を網羅することは不可能なため、想定される典型的な使途を記載しているものである。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 請求人の主張に対する考え方について

ア 会派共用費について

会派共用費については、その費用が「条例第8条第1項は政務活動費に要する経費を議員に交付することと規定しており、交付を受けた議員は条例第8条第2項で規定する政務活動に要する経費に充てることができる項目としているゆえに、議員交付と規定している条例の交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は議員交付とした政務活動規定と異なる支出をするものとなる。すなわち、会派共用費の内容規定は、条例第8条第2項規定の『政務活動に要する経費』の「項目」ではない」との主張については、請求人の独自の解釈であり、各会派から収支報告書、出納簿及び領収書等が提出されており、議員個人に交付される政務活動費と同様に適正に処理されていると考えている。

イ 共通経費について

共通経費については、「議員が行う活動に必要な経費」の「議員が行う活動に」と「必要な経費」の間に「共通して」との文言規定を加えた共通経費の『内容』規定においても、政務調査費の「その他の経費」と同様、拡大解釈が可能で無限定となるゆえに『政務活動に要する経費』と特定できないから、政務活動費の使途の透明性が確保されない規定となる。すなわち、条例第8条第2項が規定する『政務活動に要する経費』と矛盾するものであるゆえに、政務活動費の「項目」規定ではない。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、共通経費については、条例第8条第1項、第2項及び別表により、「政務活動に要する経費」を類型化した上で、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」として、政務活動に充てることができる経費の一つに規定している。運用の手引きでは、さらに5項目に限定し充当を認めているが、政務調査費から政務活動費への制度改正で、より幅広い活動に充てることができるよう改正が行われており、また、過去の裁判で実質的に適法と判断された経費は、政務活動費制度においても、当然に適法な経費であると考えている。

なお、これらの経費においては、議員の政務活動にかかる案件や時間を厳密に区別することが難しいことから、所要の経費を定められた按分率で算出した額を上限に、政務活動費として充当することができるとしているものである。

ウ 人件費について

人件費については、「議員の政務活動を補助する職員であることを証する証拠書類を議長提出していないゆえに政務活動に要する経費である人件費の内容規定であるところの『議員の活動を補助する職員を雇用する経費』に該当する支出であるものとはいえない。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、手引きに従って、議員より職員雇用台帳、業務日誌及び領収書が提出されており、適正に処理されていると考えている。

エ 政務活動費の適正な執行について

請求人は、「政務活動費は、議員としての活動に含まれない経費について政務活動費に充当することができない経費、言い換えるならば議員としての活動経費でないならば、政務活動の経費ではない。」旨の主張をしているが、本請求の対象となっている政務活動費については、それぞれ条例、規則及び運用の手引きに定める規定により、各議員の責任のもと、適正に執行されているものと考えており、請求人主張の理由による不当利得返還請求の必要性はないものと考えている。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。更に、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。なお、令和2年7月から同年9月までの間は、新型コロナウイルス感染症に係る医療及び福祉対策の拡充のための財源とするため、毎月3割の減額を行い、交付金額を月額16万円から月額11万2千円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うなど、使途の透明性の確保に努めることとされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議へ

の参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく令和2年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は令和2年4月1日付けで交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を16万円×12か月＝192万円と決定した。しかし、新型コロナウイルス感染症に係る医療及び福祉対策のため、議会議案第1号として政務活動費の一部を減額するとの議案の提出があり、政務活動費の月額について、同年7月1日から同年9月30日までの間、月額16万円に100分の30を乗じて得た額を減じた額とするとの条例案が令和2年6月8日に可決された。このため、市長は、交付金額を同年7月から同年9月までの間、月額16万円から月額11万2千円に減額することとし、年額192万円を年額177万6千円に変更決定し、その旨を同年7月1日付けの政務活動費変更交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は、変更後の政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費177万6千円を交付している。

イ 収支報告

令和2年度分の政務活動費については、令和3年4月30日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は令和3年5月28日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、

その専門性や関心も多様であって、議員が全人的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」(別紙第2のとおり)を設け、この判断基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 人件費について

請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「人件費支出は、業務日誌及び『〇月分 政務活動補助手当』と記載する領収証を各支出根拠とするものではあるが、当該補助の実態が議員の政務活動を補助する職員であることを証する根拠書類を議長に提出していない。」、「政務活動に要する経費である人件費の内容規定である『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』に該当する支出であるものとはいえない。」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、人件費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 会派共用費について

請求人が違法支出であると主張した会派共用費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会派共用費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「条例第8条第1項は政務活動に要する経費を議員に交付することと規定しており、交付を受けた議員は条例第8条第2項で規定する政務活動に要する経費に充てることができる項目と規定している」とし、「議員交付と規定している条例の交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は、議員交付とした政務活動規定と異なる支出をするものとなるから、会派共用費の内容規定は、条例第8条第2項規定の政務活動に要する経費の『項目』ではない。」、「会派共用費の政務活動費の充当内容は、会派共用費の概算払分4回で、いずれの支出も政務活動に要する経費であることを証する書類を議長に提出していない」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、会派共用費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 共通経費について

請求人が違法支出であると主張した共通経費について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払の事実が認められた。また、関係人調査において、この共通経費は、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを確認した。

請求人は、「『議員が行う活動に必要な経費』の『議員が行う活動に』と『必要な経費』の間に『共通して』との文言規定を加えた共通経費の『内容』規定においても、政務調査費の『その他の経費』と同様、拡大解釈が可能で無限定となるゆえに、『政務活動に要する経費』と特定できないから、政務活動費の使途の透明性が確保されない規定となる。」、「共通経費の内容規定も、条例第8条第2項が規定する『政務活動に要する経費』と矛盾するものであるゆえに、政務活動費の『項目』規定ではない。」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、共通経費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、清水議員の灯油代（3月分）について、「事務所費」に計上すべきところ、誤って「共通経費」に計上していたが、既に訂正したとの回答があり、収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続が完了していることを確認した。また、清水議員の訂正後の収支報告書等には、事務所費への充当割合について、運用の手引きで認められているとおり、3分の1で計上されており、経費の項目訂正による返還金は生じないことを確認した。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえない。

(5) その余の主張について

請求人の「政務活動費の経費は、議員としての活動に含まれない経費に政務活動費を充当することができない。言い換えるならば、議員としての活動経費でないならば政務活動費の経費ではないこととなる。」「本件の政務活動費返還請求事件の対象は、令和2年度に交付された政務活動費であるゆえに、当該政務活動費の精算期限である令和3年4月30日の翌日以降は履行遅滞となるものであって、令和3年度以降の会計年度に政務活動費が返還されることとなるから、本件の政務活動費返還債務も確定期限付き債務である。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、上記判断を左右するものではない。

(6) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、令和2年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(7) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

本件請求についての判断、結論は以上のとおりであるが、政務活動費は、議員の調査研究活動の充実を図り、議会の審議能力を強化しようとする趣旨から、議員の自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない。一方で、その財源は公金から交付されていることから、広く市民等に対しその用途についての説明責任を果たすことが強く求められている。

こうした中、金沢市議会においては、政務活動費運用の手引きの改訂を行い、政務活動の内容や支出の事実等を明確にするよう改善が図られてきている。併せて、これまでも運用の手引きの公開や、政務活動費収支報告書について市庁舎内での閲覧を行ってきたところであるが、更に、より一層の透明性の向上を図るため、平成29年度分以後の収支報告書及び出納簿については、市議会のホームページ上で公開し、上記に加え領収証等その他の関係書類についても、市政情報コーナーにおいて閲覧に供されている。

今回、監査対象となった令和2年度政務活動費については、不適切な支出と認定したものはなかったものの、「2」の「4」の記載のとおり、一部に経費の計上誤り等が見受けられたところであり、議員においては、政務活動費に係る条例、規則、運用の手引きを遵守し適正な執行を図るとともに、議長に収支報告書等を提出する際には、その計上に誤りがないかなど、提出書類の精査に取り組まれない。また、議長においては、議員に対し改めて運用の手引きの取扱いについて周知徹底を図られたい。

市議会においては、政務活動費の厳正な運用を徹底するとともに、その用途の透明性を十分確保することが求められていることを改めて認識した上で、各議員の責任の下、適正な事務処理に万全を期されたい。

今後とも、市民の負託と信頼に応えるため、より一層充実した議会活動が行われることを強く期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書

－金沢市長に対する措置請求－

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 政務活動費の法律規定

政務活動費の法律規定は、平成24年の地方自治法（以下「法」という。）改正後の法第100条第14項から同第16項までの3項目の規定のことである。

それは、法第100条第14項においては、『普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。』と、法第100条第15項では、『前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。』と、法第100条第16項では、『議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。』と、それぞれ、規定している。

それゆえ、上記3項目の中の一部規定を除外する政務活動費の説示は、政務活動費の法律規定の説示ではない。

2 本件条例の規定内容

上記法改正を受けて金沢市議会は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）を議決し、法改正規定である『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を本件条例第8条で規定している。

本件条例第8条第1項では、下記①記載のとおり、『政務活動』を規定するとともに『政務活動費は、議員が行う』『政務活動』に要する経費に対し交付すること、本件条例第8条第2項では、『政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』ことと、それぞれ、規定している。

① 本件条例が規定する政務活動

本件条例が規定する政務活動は、以下のとおり。

本件条例第8条第1項は、『政務活動』を、『議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動』と規定している。

『政務活動に要する経費』の『調査研究費』の『内容』は、『議員が行う調査研究』のための活動経費のことである。

ところが、本件条例の会派共用費の『内容』規定では、上記規定の政務活動『に要する経費』であるにもかかわらず、政務活動費検討会の当初案には『政務活動』との文言規定がないという不備があったゆえに、第3回政務活動費検討会の冒頭で、『のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、』との文言規定を加えたものとなったのである。

また、本件条例の共通経費については、第4回政務活動費検討会の冒頭で、「政務活動共通経費」としていた当初案の項目名称から「政務活動」を削除して『共通経費』とするとともに、内容規定において「議員の活動」の次に『に共通の』を挿入すると変更したものである。

それゆえ、2項目の『内容』規定には、以下の矛盾がある。

本件条例第8条第1項は政務活動に要する経費を議員に交付することと規定しており、交付を受けた議員は本件条例第8条第2項で規定する政務活動に要する経費に充てることができる項目を規定しているゆえに、議員交付と規定している本件条例の交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は議員交付とした政務活動規定と異なる支出をするものとなる。

すなわち、会派共用費の内容規定は、本件条例第8条第2項規定の『政務活動に要する経費』の「項目」ではない。

また、当初案の「議員が行う活動に必要な経費」の「議員が行う活動に」と「必要な経費」の間に「共通して」との文言規定を加えた共通経費の『内容』規定においても、政務調査費の「その他の経費」と同様、拡大解釈が可能で無限定となるゆえに、『政務活動に要する経費』と特定できないから、政務活動費の使途の透明性が確保されない規定となる。

すなわち、共通経費の内容規定も、本件条例第8条第2項が規定する『政務活動に要する経費』と矛盾するものであるゆえに、政務活動費の「項目」規定ではない。

② 本件条例が規定する政務活動費の経費

本件条例第8条第2項別表規定は、『政務活動に要する経費』として、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目の経費としている。

ただし、会派共用費及び共通経費は、全国市議会議長会が策定した「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に

関する条例案(例)」の項目には規定されていない。

本件条例では、会派共用費及び共通経費の内容を、以下のとおり規定している。

会派共用費の内容は、『所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの』であり、共通経費の内容では、『上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費』である。

政務活動費と名称変更した第180回国会の平成24年8月7日の衆議院総務委員会の上記法改正時の審議では、『政務活動費は、『議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付する』『ことから、議員としての活動に含まれない』『活動のための経費などは条例によって対象にすることができない』とする答弁がある。

それゆえ、政務活動費の経費は議員が行う政務活動のための経費のことである。

すなわち、政務活動費の経費は、議員としての活動に含まれない経費に政務活動費を充当することができない。言い換えるならば、議員としての活動経費でないならば政務活動費の経費ではないこととなる。

それゆえ、「議員」「共同」「使用」「物件に要する経費」、「議員」「共同」「事業に要する経費」及び「会派」「支出」経費並びに「上記以外の経費」は、本件条例が規定している議員交付規定及び政務活動規定と矛盾することとなるゆえに、政務活動費の法律規定の趣旨に反する用途の透明性の確保ができない規定となるから、政務活動費の経費とは認められない。

すなわち、本件条例第8条第2項別表で定めている会派共用費及び共通経費の2項目は、政務活動費交付条例で定める項目であるとは認め難い。

3 本件監査請求の対象とした議員の選定

議員が議長提出した政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿に基づいて作成した令和2年度の政務活動費の支出実態では、会派共用費の支出を全議員が、共通経費の支出を38名の議員の中で37名の議員が支出したと報告・記載している。

人件費支出をしていない議員は24名もいるから38名の過半数を超える議員が人件費を支出していない実態がある中で、清水邦彦議員の人件費支出は最も多い金額の支出をしたとの報告・記載をしている。

ところが、清水邦彦議員の人件費支出は、「〇月分 政務活動補助手当」と記載する領収証を各支出根拠とするものではあるが、当該補助の実態が同議員の政務活動を補助する職員であることを証する根拠書類を議長提出していないゆえに政務活動に要する経費である人件費の内容規定であるところの『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』に該当する支出であるものとはいえない。

また、会派共用費及び共通経費の両項目は、先に述べたように、政務活動費の経費であるとは認め難い。

会派共用費及び共通経費の両項目に政務活動費を充当支出している議員の中で、上記2項目の報告・記載の合計金額で最高額の議員は源野和清議員である。

それゆえ、今年の監査対象議員を上記2議員とし、それらの項目は以下のとおり。

清水邦彦議員は、人件費、会派共用費及び共通経費の3項目である。

源野和清議員は、会派共用費及び共通経費の2項目である。

4 両議員の違法額

両議員は、監査対象支出のすべてにおいて、政務活動に要する経費であることを証する書類を議長提出していないゆえに、本件条例第8条第2項別表及び本件条例第9条規定違反の違法支出をしている。

清水邦彦議員の違法額は、人件費の59万5350円、会派共用費の6万円及び共通経費の50万1906円の合計で、115万7256円である。

源野和清議員の違法額は、会派共用費の33万円、共通経費の46万9176円の合計で、79万9176円である。

5 両議員の政務活動費充当実態

両議員の監査対象項目の政務活動費充当実態は、以下のとおりである。

① 清水邦彦議員の政務活動費充当内容

人件費の政務活動費の充当は、毎月2人分に支出しているものであるが、清水邦彦議員が議長提出した業務日誌に記載がある「書類整理」、「新聞記事整理」、「新聞記事整理・調査」、「資料収集・調査」、「データ入力」、「領収書・出納簿整理」、「新聞記事・情報収集」、「情報・記事整理」、「資料作成補助」、「領収書整理」、「出納簿整理」、「新聞記事調査資料整理」、「新聞記事整理」、「資料整理作成補助」、「調査資料整理」、「資料整理・作成補助」、「資料整理」、「調査資料整理」、「調査とりまとめ補助」、「調査補助」、「資料収集整理」、「会議資料整

理」、「領収書・調査・整理」、「新聞記事収集整理」、「会議資料作成準備」、「会議資料作成補助」、「会議資料整理」、「調査資料収集整理」、「調査資料収集」、「調査資料精査整理」、「情報収集整理」、「会計資料整理」、「データ整理」、「会計処理補助」、「新聞記事収集整理」、「会議資料取りまとめ」、「要望取りまとめ補助」、「要望調査資料収集」、「要望資料作成補助」、「データ化準備」、「データ入力処理」、「調査資料取りまとめ」、「調査資料作成補助」、「会計資料精査」、「会議資料作成準備」及び「調査資料収集整理」の46業務の時間数に時間給を乗じて得た金額を各月の領収証に記載がある政務活動補助手当の根拠とする24支出である。

しかしながら、清水邦彦議員が議長提出した上記業務日誌は、同議員が行う政務活動を補助する職員であることを証する書類ではない。

すなわち、清水邦彦議員が行う活動を補助する職員であることを証する書類を同議員は議長提出していない。

政務活動に要する経費の件費であることを証する書類が議長提出されていないゆえに、別紙1記載の清水邦彦議員の件費支出は違法支出である。

別紙2記載の清水邦彦議員の会派共用費の政務活動費の充当内容は、「会派共用費の概算払分」4回で、いずれの支出も政務活動に要する経費であることを証する書類を議長提出していない。

別紙3記載の清水邦彦議員の共通経費の政務活動費の充当も政務活動に要する経費であることを証する書類を議長提出しておらず、それらの支出47回の内訳は、「車両リース代」及び「自動車ガソリン代」が各12回で24回、「携帯機器利用料」及び「タブレット端末利用料」が各11回で22回並びに灯油代が1回である。

② 源野和清議員の政務活動費充当内容

別紙4記載の源野和清議員の会派共用費の政務活動費の充当内容は、「会派共用費概算払分」4回のいずれの支出においても政務活動に要する経費であることを証する書類を議長提出していない。

別紙5記載の源野和清議員の共通経費の政務活動費の充当も政務活動を要する経費であることを証する書類を議長提出しておらず、それらの支出77回の内訳は、「自動車リース料」が10回、「携帯電話使用料」及び「自動車ガソリン代ご利用代金明細発行料金」が各12回の24回及び「自動車ガソリン代」が43回である。

6 不当利得額

清水邦彦議員及び源野和清議員の違法支出は、上記4記載のとおりであるゆえに、上記両議員の違法額は、政務活動費収支報告書に記載されている上記各項目の合計額が違法額である。

そして、不当利得とは「法律上の原因がない」ことであるから、両議員の違法額は法律上の原因がないゆえに、不当利得額でもある。

清水邦彦議員の不当利得額は、115万7256円である。

源野和清議員の不当利得額は、79万9176円である。

7 政務活動費返還債務

政務活動費返還請求事件における不当利得の対象である不当利得返還債務は、政務活動費は普通地方公共団体が交付する公金であるゆえに、当該交付会計年度の精算期限後の会計年度において返還されることとなるから、確定期限付きの債務である。

本件の政務活動費返還請求事件の対象は令和2年度に交付された政務活動費であるゆえに、当該政務活動費の精算期限である令和3年4月30日の翌日以降は履行遅滞となるものであって、令和3年度以降の会計年度に政務活動費が返還されることとなるから、本件の政務活動費返還債務も確定期限付き債務である。

8 請求人は、清水邦彦議員に対し115万7256円の金額、源野和清議員に対し79万9176円の内額及び当該各金額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように市長が請求することを求める。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、請求人は、金沢市監査委員に対し、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則
- 2 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))(抜粋)

- 3 全国市議会議長会策定の「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）」
- 4 政務活動費検討会記録
- 5 第2回政務活動費検討会記録
- 6 第3回政務活動費検討会記録
- 7 第4回政務活動費検討会記録
- 8 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 9 令和2年度 政務活動費の支出実態 金沢市議会
- 10 令和2年度 政務活動費出納簿 議員氏名：清水邦彦
- 11 令和2年度 政務活動費出納簿 議員氏名：源野和清
- 12 別紙1 清水邦彦議員の人件費支出
- 13 別紙2 清水邦彦議員の会派共用費支出
- 14 別紙3 清水邦彦議員の共通経費支出
- 15 別紙4 源野和清議員の会派共用費支出
- 16 別紙5 源野和清議員の共通経費支出

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き（具体的事例）
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。） ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 （町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等） ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）

6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。） ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代） ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） ・自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 ＊ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。） ＊あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであつても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。
3	発 行 者	記名押印がされていること。 ＊機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可

4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。
6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預 金 通 帳 の 写 し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別使途基準

1 人件費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・給料、手当、賃金等

その他の例

- ・交通費

- ※1 職員の雇用については、職員雇用台帳（附属様式5）及び業務日誌（附属様式6）の添付が必要です。
なお、業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。
- ※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。
- ※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。
- ※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。

2 会派共用費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

【運用の手引き】

（主な例）

- ・事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等

その他の例

- ※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円／年とします。
- ※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

3 共通経費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

（例）

- ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料
- ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1／2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円／月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を2万円／月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を3万円／月とします。（維持管理費を含む）
- ・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1／2又は1／3とし、限度額を1万円／月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／3とし、限度額を1万円／月とします。

※1 共通経費については、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

令和4年(2022年)4月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄